

入試合格者既修者認定試験（2022年3月4日施行）

刑事訴訟法 試験問題

【問題】

以下の〈事例〉を読み、〈設問〉に答えなさい。

〈事例〉

1. 甲市内に本拠を置く暴力団H組組長のXは、法定の除外事由がないのに、妻Yと共謀して、令和3年12月1日頃、同市内にあるXの住居において、自動式けん銃1丁を同けん銃に適合する実包3発と共に保管して所持していたとの被疑事実で逮捕され、引き続き同事実で勾留された。
2. Xが勾留されている甲警察署において、同署所属の司法警察員K警部補が行った取調べでは、Xの妻Yは、「他の組との抗争が激しくなってきたので、自分の一存で護身用に本件けん銃等を買って受け、自宅に隠匿所持していた」旨を供述し、Xも、「本件けん銃は妻Yが勝手に買ったもので、自分はそんなものは返せとっておいた」旨を供述し、両名共Xの関与（XY間の共謀）を否認していた。
3. その後、①甲地方検察庁における取調べにおいて、検察官P検事は、Xに対し、実際はYがそのような供述をしていないにもかかわらず、「奥さんはお前と共謀したことを自供している。誰がみても、けん銃なんて、奥さんが独断で買うわけがない。こんなことで二人共処罰されることはない。男らしく共謀を認めれば、奥さんは助かるだろう。」と告げて説得したところ、Xは、Yとの共謀を認めるに至った。
4. そこで、P検事は、XをYと交替させて、Yに対し、「XがYとの共謀を認めている」旨を告げて説得すると、YもXとの共謀を認めたので、直ちにその供述を録取した書面を作成した。
5. P検事は、さらに、YをXと交替させ、再度Xに対し、「Yとの共謀について間違いないか。」と確認すると、「間違いない。」と述べ、XがYとの共謀を認めたので、その供述を録取した書面を作成した後、K警部補に対し、もう一度Xを調べ直すよう指示した。
6. 翌日、②K警部補がXを取り調べると、XがYとの共謀を認めたので、その供述を録取した書面を作成した。
7. その後所要の捜査を経て、Xは、甲地方裁判所に、銃砲刀剣類所持等取締法違反（けん銃の加重所持。同法31条の3第2項参照）の訴因により公訴を提起された。一方、Yは、不起訴処分に付された。

〈設問〉

以下の小問すべてに答えなさい。なお、Xの逮捕及び勾留は適法に行われ、また、検察官P検事、司法警察員K警部補は、取調べを開始するに当たり、Xに対して、自己の意思に反して供述する必要がない旨を告知していたものとする。

1. 下線部①の、検察官P検事が行ったXに対する取調べの適法性について、事実を摘示しながら論じなさい。
2. (1) 刑事訴訟法319条1項において、一定の自白は証拠とすることができないとされる理由について説明しなさい。
(2) 下線部②のXの供述は、刑事訴訟法319条1項に照らして、証拠とすることができるか、事実を摘示しながら論じなさい。

○参照条文

銃砲刀剣類所持等取締法第31条の3

- 1 第3条第1項の規定〔所持の禁止。出題者が付加〕に違反してけん銃等を所持した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。(以下省略)
- 2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係るけん銃等を、当該けん銃等に適合する実包又は当該けん銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、3年以上の有期懲役に処する。